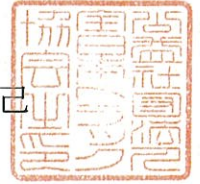




令和4年10月11日  
全ト協発第338号(環)

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



## 大型車の車輪脱落事故防止に係る 令和4年度緊急対策の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和3年度は123件と、依然として多くの車輪脱落事故が発生している状況です。

本年度、国土交通省が実施した調査によると、「自動車の点検及び整備に関する手引き」に規定されているタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について、タイヤ脱着作業時に適切に実施されていない、また、タイヤ脱着作業後の増し締めがトルクレンチなどにより実施されていない等の問題点が確認されています。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長の連名により、別添のとおり、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について」が発出されました。

依然として、自社でタイヤの脱着作業を実施した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえ、別紙1の「タイヤ交換作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録すること、別紙2の「日常点検表」を使用して「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実にを行うこと、増し締め実施後にホイール・ナットの緩みの点検を確実に実施すること、等の徹底を図る必要があります。

つきましては、大型車の車輪脱落事故防止のため、本通達に示された事項、特に別添2-1「貨物自動車運送事業者の皆様へ 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和4年度緊急対策」について」に掲げられております実施事項について、貴協会傘下会員事業者に対し周知徹底方をお願い申し上げます。

### 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部  
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019